

平成 19 年 2 月

全国規模の規制改革・民間開放要望（もみじ月間）への取組について

1. 全国規模の規制改革・民間開放要望の受け付け状況と対応方針

平成 18 年 10 月 2 日から 10 月 31 日の間、構造改革特区（第 10 次提案）とあわせ、全国で実施すべき規制改革・民間開放に関する要望を受付。

<全国規模の規制改革・民間開放要望として、458 項目（重複を除く）の要望提出あり。この中には、事実誤認と考えられるもの、単に税財政措置を求める内容と考えられるもの等、検討対象とならないものが 45 項目含まれており、これらを除いた規制改革・民間開放要望数は 413 項目>

平成 19 年 2 月 23 日(金) 規制改革推進本部において決定。

2. 実現する規制改革・民間開放要望の主な事項

推進本部決定となる事項

15 項目

〔遅くとも平成 19 年度までに具体的措置を実施する予定のもの〕

（参考）

- ・上記の推進本部決定事項の他、既に 3 か年計画において措置が明示されているもの、現行制度下で対応可能なもの等、要望を満たしていると考えられる事項が 63 項目
- ・その他、「平成 19 年度までに実施する」との結論までには至らなかったものの、今後検討を行うこととされた事項（89 項目）がある。

< 推進本部決定となる代表的な例 >

(1) 金融関係

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針「その他の付随業務」への例示の追加

- ・ノーアクションレター制度を活用した具体的な事例を監督指針に織り込む。

保険会社本体による信託業務の代理又は事務代行の解禁

- ・保険会社が新たに信託代理業務を行うにあたり十分な態勢を構築することが出来るかどうかを確認したうえ措置する。

永久劣後調達に係る届出手続簡素化

- ・永久劣後債等の調達の都度、発行届出書に弁護士意見を添付する義務を免除するなど、事務の簡素化が図られるように監督指針を改正する。

信用保証業務を営む子会社の業務範囲の拡大

- ・信用事業を行う農業協同組合又は信用農業協同組合連合会の子会社が事業性ローンに係る債務保証業務を営むことができるようにする。

(2) 生活・環境関係

各種基準 / 規格の国際整合化の推進

- ・ボイラー及び第一種圧力容器の製造許可基準に規定されている溶接施工法試験の規格について、JISを引用する方向で検討し、その結果を踏まえて、引き続き措置する。

船舶による危険物の運送基準の見直し

- ・引火点が摂氏23 以下の危険物をコンテナに収納して海上輸送を行う場合に、運送する危険物を常に引火点より10度以上低く保つなど一定の技術要件を充たしているコンテナについては、防爆要件を不要化する措置を講じる。

(3) 住宅・土地関係

占用工事に伴う道路の復旧方法の取扱い及び運用明確化の周知徹底

- ・占用工事に伴う道路の復旧の際に、道路の構造を保全し、交通の危険を防止するなどの観点から掘削土砂をそのまま埋め戻すことが不適當であると道路管理者が個別に判断する場合に限って土砂の補充又は入換えを

行った後に埋め戻す取扱いとし、その運用が不明瞭とならないよう、道路管理者に対し文書にて周知する。

(4) 国際経済連携関係

在留資格の変更及び在留期間の更新の際の在留管理の適正化

- ・在留資格の変更及び在留期間の更新の許可に際しての審査において、永住の許可を求める審査に倣い「素行が善良であること」「独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること」等の事情を考慮することとする。また、運用の明確化と透明性向上を図る観点から、ガイドラインを策定するとともに、許可されなかった事例についても併せて公表する。

外国人を雇用する事業者の実態把握、外国人就労管理の改善

- ・外国人雇用状況報告制度を、外国人を雇用する全ての事業主に対して、国籍、在留資格・在留期限の報告を義務づけるとともに、その実効性を高める観点から、報告義務の懈怠や虚偽報告に対しても雇用保険法や雇用対策法における現行規定との均衡を図りつつ、罰則を設ける。

(5) その他

指定管理者の選定プロセスの透明性確保

- ・具体的な選定の基準や選定の事例の把握など、選定等にかかわる実態把握を全国的に行い、その調査結果に基づき、可能な限り公募手続きとするなど、透明度の高い手続きを行うよう、国から地方自治体への技術的助言など必要な措置を講ずる。また、選定プロセスの透明性を確保するために、必要な情報提供をするなど所要の措置を講ずる。